

すべての人には、性別や  
セクシュアリティを理由とする  
人権侵害を受けずに  
安心して働く権利があります。

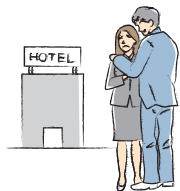


### 雇用主の 義務

- ①セクハラを防止する
- ②セクハラ被害の訴えがあった場合には、事実を確認し、被害回復や再発防止のための適切な対応を迅速に行う

※セクシュアリティとは、恋愛や性的な興味の対象がどのような性別に向か(性的指向)や、自分自身がどのような性別だと思うのか(性自認)を指します。

## 就職活動中のセクハラ



結婚や出産の  
予定は？

女性は  
すぐやめる

君には  
男(女)らしさが  
足りないね

彼氏は  
いるの？

面接官

仕事の話  
ではなく、  
個人的なことを  
聞かれる

- 不必要に夜遅い時間に二人きりで呼び出される
- 「僕の誘いを断ると、採用試験に通らないよ」などと示唆される
- お酒を飲ませ、ホテルに連れ込まれそうになる

### セクハラを 受けた場合

- ①雇用主に対して職場環境の改善を求めたり、
- ②加害者と雇用主に対して被害の回復を求めたり  
することができます

※男性も女性も、被害者にも加害者にもなります。同性間でもセクハラになることがあります。被害を受けた人の性的指向又は性自認にもかわりません。

嫌だなと感じたら、  
はっきり断わりましょう。

職場の相談窓口、労働組合、  
学生の場合は学生課・就職課への  
相談を検討してもよいでしょう。

各都道府県労働局の雇用環境・  
均等部でも相談を受け付けています。

セクハラかどうか  
わからないときでも、  
困ったら、弁護士など  
信頼できる人に相談しましょう。  
労働弁護団のホットライン(無料)の  
情報は裏面へ

嫌だと言えなくて  
応じてしまった場合でも、  
あきらめたり、自分を責めたり  
しないでください。

被害者が明確に拒否していなくても  
セクハラだと認めた裁判例もあります。

心身の不調を感じたら、  
医師等に相談しましょう。

